

(写)

第 201600047802 号

平成 28 年 6 月 17 日

島根県知事 溝口 善兵衛 様

鳥取県知事 平井 伸治

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書に基づく意見について (回答)

平成 28 年 6 月 17 日付原第 175 号で照会のあったこのことについて、米子市長及び境港市長の意見を踏まえて、別紙のとおり回答します。

については、中国電力株式会社に対する貴県の島根原子力発電所 1 号機廃止措置計画及び同 2 号機特定重大事故等対処施設等の設置の事前了解の判断に際し、島根原子力発電所で万が一事故が起きた場合、大きな影響を受けるおそれがある当県県民の心情をお察しいただき、特段の御配慮をお願いします。

(写)

別紙

中国電力株式会社に対応を求める事項

(島根原子力発電所1号機の廃止措置について)

- 1 安全協定第6条に基づく事前報告に関しては、今回最終的な意見を留保する。事前報告の可否に関する最終的な意見は、今後、原子力規制委員会の詳細な審査の後、同委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、議会、県原子力安全顧問、原子力安全対策合同会議の意見を聞き、県、米子市及び境港市で協議の上で提出する。
- 2 島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査結果（審査状況及び審査により変更・追加した内容を含む。）について、地域住民、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 3 県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、教育訓練といった人的な対応に関する不断の充実・強化、原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。
- 4 使用済燃料及び新燃料の全量搬出・譲渡しについて、責任を持って、安全な管理及び実効性のある処分を適正に行うこと。
- 5 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物については、責任を持って、安全を第一に、関係する規制基準等に従い、適切かつ確実な管理及び処分を適正に行うこと。
- 6 地震等の自然災害への対応を含め、廃止措置の段階に応じた安全対策を講ずること。
- 7 系統除染に使用した薬液や解体等の作業に伴う放射性粉じん等について周辺環境への影響防止の観点から、放射性物質の漏えい防止対策に万全を期すこと。

(島根原子力発電所に係る特定重大事故等対処施設等の設置について)

- 8 特定重大事故等対処施設等の設置については、平成25年12月の2号機に係る事前報告時に、覚書に基づき鳥取県が提出した意見に則り、引き続き適切に対応すること。
なお、基準地震動の策定にあたっては、最新の知見を反映させた適切な対応を行うこと。